

社団法人 日本理学療法士協会
東北ブロック協議会細則

【1】会員に関する項

1. 協議会会員が死亡した時には、弔電を送るものとする。

【2】会長・理事および監事選出に関する項

1. 理事選出については、各県理学療法士会単位で2名選出するものとし、そのうち1名は県理学療法士会長とする。
2. 会長は6県理学療法士会長の中から選出し、理事会の承認を得るものとする。
3. 副会長は会長が理事の中より指名し、理事会の承認を得て定める。
4. 監事は理事会において選出承認する。

【3】東北理学療法士学会に関する項

1. 学会は各県士会の持ち回りとする。
2. 学会開催運営に関しては各県士会に委任するものとする。
3. 学会参加者より会場整理費を徴収する。

【4】会費に関する項

1. 会費は800円とし、同年度の10月末日に東北ブロック協議会事務局に納付するものとする。

【5】会務の運営に関する項

1. 会長は、会務運営のため事務局および、学術局、委員会を置く。
2. 会長が必要と認めるときは、理事会の承認を得て委員会を設置し又解散することができる。
3. 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任命し、事務局員は事務局長が選任し、会長が委嘱する。
4. 学術局員は各県理学療法士会長が選任し、会長が委嘱する。学術局長は学術局員の互選により決定し、理事会の承認を得て会長が任命する。
5. 委員は、各県理学療法士会長が選任して会長が委嘱する。委員長は、理事会の承認を得て会長が任命する。
6. 事務局長、学術局長、委員長および局員・委員は、会務を分割し円滑に運営に努める。
7. 会長が必要と認めるときは、事務局長、学術局長、委員長および局員・委員は、理事会に出席して意見を述べることができる。
8. 学術局会および委員会での討議事項は、理事会の承認を得て決定されるものとする。
9. 事務局、学術局、委員会の業務に関して

は、それぞれ内規を定める。

付 則

本細則は、昭和61年11月16日より施行する。

本細則は、平成8年11月10日より一部改正により施行する。

本細則は、平成19年12月2日より一部改正により施行する。